

ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer.1.0（法令編）の公表について

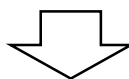
- 政府では、少子高齢化、地方過疎、担い手不足など我が国が抱える諸課題克服のため、物流、農林水産業、インフラ維持管理や災害対応など幅広い用途にドローンを有効活用できるよう、航空法改正案を本通常国会に提出するなど、2022年度を目途としたドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4）の実現を目指しているところ。
- 一方、こうしたドローンが、道路、河川、国立・国定公園、国有林野、港湾等の上空を通過する場合における、道路交通法などの関係法令の適用関係や手続が不明確であったところ、今回、本ガイドラインを公表し、ドローンがこうした場所の上空を単に通過する場合は、原則、手続不要であると整理した。

【ガイドラインにおいて適用関係を整理した法令】

- 道路交通法及び道路法
- 河川法
- 自然公園法
- 国有林野の経営管理に関する法律
- 港則法及び海上交通安全法
- 港湾法及び漁港漁場整備法※



ドローンが上空を単に通過する場合は、原則、手続不要



飛行手続や関係機関との調整が大幅に簡略化

※港湾・漁港を含め、条例で飛行の許可を求めている場合もある